



氏 名

上 原 裕 之

事務所： 鈴木太一法律事務所

住 所： 港区虎ノ門 1-1-21

新虎ノ門実業会館 5階

電 話： 090-1126-4688

F A X： 03-6369-4985

E-mail： u-ha.adr@silk.plala.or.jp

主な経歴 (弁護士会活動や主な公益活動等)

第27期。長いこと、一裁判官として、仕事に就いてきた(主に、民事・家事を担当してきた)。最後のころは、家庭裁判所長、高等裁判所部総括判事などを経て、退官。この間、法制審議会の臨時委員も経験した。また、法政大学法科大学院、静岡大学法科大学院で、民事訴訟法、家族法、民事法演習などを担当していた。現在は、静岡大学客員教授・弁護士。そして、東京弁護士会紛争解決センター幹旋委員など。民事訴訟法学会会員。

自己紹介

裁判官となった当初は、法学者が展開する精緻な議論に憧れていた。しかし、何年か、裁判官を経験し、隣人紛争・家族間紛争など、精緻な議論では役に立たない事件が多いことに気付かされた。以来、筆界確定(以前の境界確定)、近隣紛争、離婚、家族間紛争、子どもを巡る争いなどに興味を持って、技法も含めた、和解・調停の研究や、ADR(裁判外紛争解決)研究、紛争心理学の研究などを行ってきた。なお、「法と経済」学会では、「ADRは愛である」との特別講演も行っている。主論文には、「司法モデルの家事調停への疑問」(井上治典ほか編『現代調停の技法』)、「調停における『傾聴と説得』」(法政研究 63 巻 3 号・レビン教授退官記念)などがある。

あっせん人・仲裁人としてのコメント

法律家は、ときとして、自分の言い分が正しい、相手方の言い分は正しくないと言い出してくる。しかし、「正反の二項対立」を突き詰めていけば、自ずから、正しい、正しくないが明らかになり、当事者らの「納得」を得られ、「Win-Win の解決」が得られるのだろうか。わたしは、そうではないと思う。むしろ、当事者同士の競争・対立が亢進して、状況が悪化していつてしまう。

このため、わたしたちは、当事者の双方が望んでいる場合を除いて、最初から、法律を使って、紛争を解決しようとは考えない。お互いの言い分は、もちろん、尊重するが、法律上、どちらを採るべきかとは考えない。まずは、みんなから、知恵と工夫を集めて、現在の困難な状況を乗り越えていく。そ

のような方法を見付けて、作り出していくのである。

もちろん、名案が見つからないこともある。このときも、直ぐに、裁判手続きに移すことはしない。例えば、ある問題と、ある問題を結び付けて、ログローリング（交渉術の一つ）をしていく。あるいは、ある問題、ある場面に限って、鑑定意見を求めたり、仲裁判断を求めたりしていく。このようにして、当事者双方の意見を聞きながら、協力して、手続きを進めくようにする。

これが、わたしたちが考えている斡旋・仲裁のイメージである。ぜひ、みなさんのご理解をいただきたい。

経験ある分野・担当可能な分野

現代は、資格や、専門家が求められる時代ではなくなった。つまり、世の中は、スペシャリストが求められていた時代から、スーパー・ゼネラリストが求められる時代へと変化している。

自分自身のことでも考えても、損害賠償事件、離婚事件、遺産分割事件など、それぞれ何百件以上という単位で、担当してきた。しかし、これらの事件は、一つとして同じものがない。それなりに、専門分野の知識はあるが、その知識をそのまま使っていくと、失敗してしまう。

言い換えると、事件の担当者は、一件ごと、各人ごと、その場面ごと、それぞれ、異なった対応ができなければならない。その上で、目の前の一人一人を大切にすること、目に見えないニーズや、想いを感じとること、そして、自分が持っている既存知識から離れて、自由に発見していくこと、さらには、全体を鳥瞰する能力を持つこと、このような総合的な力が必要になってくる。

そこで、経験ある分野、担当可能な分野は何かとの質問に戻ると、この質問は、答えるのが難しい。あえて、答えるのなら、どの分野でも担当することができ、どの分野でも担当することが難しいということになるのだろう。